

令和 5 年 1 月 1 0 日

保護者様

たつの市教育委員会
たつの市立揖保川中学校
校長 堀 育美

インフルエンザによる出席停止及び解除について

インフルエンザは、学校保健安全法に定められている学校で予防すべき感染症に該当し、罹患した場合は、集団感染を予防する目的で出席停止扱いになります。医療機関及び学校における対応は下記のとおりです。また、「インフルエンザ発症（受診）証明書」は、「インフルエンザと診断された方へ」（別紙様式）と変更になりました。

感染が疑われる場合は医療機関で受診し、医師の指示に従って治療をしてください。

記

《 たつの市・太子町内の医療機関で受診した場合 》

◎ インフルエンザによる出席停止にかかる流れについて

- 1 インフルエンザであると医師に診断されます。
※医療機関において「インフルエンザと診断された方へ」（別紙様式）が発行されます。この発行に係る費用は無料です。
- 2 その旨を学校に連絡し、医師より指示された期間、治療に努めてください。
- 3 学校は、保護者からの連絡に基づき当該児童・生徒を出席停止とします。
※医療機関において治癒を証明するための再受診の必要はありません。

《 たつの市・太子町以外の医療機関で受診した場合 》

- 1 医師の指示に従い、学校と連絡を取ってください。
- 2 受診される医療機関によっては、証明書等はありません。

学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準
(学校保健安全法施行規則)

第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（コロナウイルス感染症）、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）中東呼吸器症候群	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）を除く。）	（学校） 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		（幼稚園） 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで